

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年9月16日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第67号

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（令和6年静岡県条例第49号）の施行期日は、令和7年11月22日とする。